

放課後児童クラブ「すまいるクラブ」 運営要領

1. 事業目的

児童が学校から下校後、仕事などから両親が帰宅するまでの間、保護者の代わりに適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全育成に向けた指導等を行い、保護者が安心して働くことができるよう支援する。

2. 運営主体 社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会

3. 対象とする児童

昼間常に保護者が仕事やその他の家庭事情で保育ができない家庭の小学校1～6年生までの児童。

4. 定員 40名

5. 開設日 令和8年4月1日（火）

6. 開所日・開所時間

- (1) 平日（月～金曜日）下校時～18時00分
- (2) 土曜日は7時30分～15時30分
- (3) 長期休業中（春・夏・冬休み）は7時30分～18時00分

7. 休所日

- (1) 日曜日、国民の祝日、お盆（8/13～15）、年末年始（12/29～1/3）
- (2) 台風、暴風雨、インフルエンザ等感染症による学校・学級閉鎖の時

8. 開所場所（壱岐市社会福祉協議会各支所）

- | | | |
|-------------|----------------|------------|
| ○郷ノ浦すまいるクラブ | 郷ノ浦町坪触 3078 | TEL47-0132 |
| ○勝本すまいるクラブ | 勝本町大久保触 1736-2 | TEL48-3222 |
| ○芦辺すまいるクラブ | 芦辺町箱崎中山触 2548 | TEL45-2378 |
| ○石田すまいるクラブ | 石田町石田西触 1486-1 | TEL44-6150 |

9. 活動内容

宿題、読書、屋内外自由遊びなど ※宿題を習慣づける程度の指導で、学習指導は行わない。宿題の内容、正否の確認は帰宅後に保護者の方が行う。

10. 利用料

- (1) 平日（月～金曜日）学校の授業日 1回450円（おやつ代100円含む）
 - (2) 兄弟姉妹割引（平日のみ2人目より） 1回 50円割引
 - (3) 土曜日（7時30分～15時30分迄）1回900円（おやつ代100円含む）
但し、15時30分以降利用の場合は（18時まで）1回1,200円（おやつ代100円含む）
 - (4) 長期休暇中（学校の休業日） 1回1,200円（おやつ代100円含む）
 - (5) 時間延長（18時～19時迄） 1回 500円
- ※ひとり親世帯等の場合は児童一人当たり月額5,000円上限減免あり（別紙参照）

11. その他

- (1) 平日利用は、下校したら児童クラブへ帰る。
- (2) 児童クラブからの帰宅は保護者が迎えに来る。
- (3) 土曜日・長期休暇等で学校が休みの時は昼食持参、保護者が送迎を行う。

放課後児童クラブ利用料の減免について

長崎県放課後児童健全育成事業費補助金実施要綱及び壱岐市放課後児童クラブ運営支援事業等補助金交付要綱に基づき、下記のひとり親世帯等に該当する場合、利用料が一部減免されます。

該当すると思われる方につきましては、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

ひとり親世帯等に該当する場合

児童1人当たり月額 5,000 円（利用額が 5,000 円未満の場合は利用額が上限）

1) 母子（父子）家庭の児童（父母いずれもいない場合を含む）

1 人目から対象：対象となる児童の保護者が次のいずれかに該当すること。

①児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている者。

②生活保護の支給を受けている者。

③公的年金及び遺族補償を受けている者であって、前年の所得が児童扶養手当の一部支給停止の所得制限未満である者。

※ただし、生活保護受給世帯で、就労による収入から、放課後児童クラブの利用料の控除を受けることができる世帯は除く。

2) きょうだい児童（兄弟姉妹が3人以上おり、1人以上が未就学児であり、かつ、2人以上が同時に放課後児童クラブへ通所している場合）

2 人目から対象：対象となる保護者が次に該当すること。

児童を養育する世帯の市町村民税所得割合算額が 97,000 円を超えていない者であり、かつ義務教育就学前の児童を監護し、一定の生計関係を有する者。

ただし、未就学児の保育所、幼稚園、認定こども園等に係る利用料が国等の軽減措置によって全額減免となる場合は、補助対象外とする。

（お問合せ先）

社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会

○本所 TEL 45-0048

○郷ノ浦支所 TEL 47-0132

○勝本支所 TEL 48-3222

○芦辺支所 TEL 45-2378

○石田支所 TEL 44-6150